

## 再処理事業変更許可申請の概要

### 1. 申請の目的

再処理事業所内に建設中のMOX燃料加工施設との接続に係る変更ならびに再処理事業所の敷地の形状および面積の変更を行うため、再処理事業の変更許可申請を行う。

### 2. 主な変更内容

#### (1) MOX燃料加工施設との接続に係る変更（参考資料－1 参照）

MOX燃料加工施設へのMOX粉末（混合酸化物貯蔵容器）の払い出しおよび電力の供給、MOX燃料加工施設から発生する放射性雑固体廃棄物の貯蔵、MOX燃料加工施設の排水口からの廃液の受け入れができるようにする。

#### (2) 再処理事業所の敷地の形状および面積の変更（参考資料－2 参照）

再処理事業所の南西の社有地にある核燃料物質使用施設の周辺監視区域と、再処理施設の周辺監視区域の一元化等の観点から、南西の社有地部分を再処理事業所の敷地に追加し、再処理施設の周辺監視区域を拡大する。（敷地面積 約 380 万 m<sup>2</sup> 約 390 万 m<sup>2</sup>）

### 3. 工事計画および工事費（MOX燃料加工施設との接続に係る変更）

着 工 平成 24 年 12 月

しゅん工 平成 28 年 3 月

工 事 費 約 15 億円

### 4. 安全対策

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令の要求を満足し、かつ「再処理施設安全審査指針」に適合するよう各種の安全対策（臨界安全、放射線しゃへい、移動に対する考慮等）を講じる。

### 5. 平常時における一般公衆の被ばく評価

平常時における再処理施設から環境への放射性物質の放出等に伴う一般公衆の線量は、今回の変更においては放射性物質の推定年間放出量に変更はないため線量評価値（約 0.022mSv/y）に変更はなく、告示に定める周辺監視区域外の線量限度を十分に下回る。

以 上